

	現行	改正案	理由
Q21	第6条（試行対象工事） 佐世保市及び水道局が発注する3,500万円以上（週休2日補正前の金額）の全ての工事とは具体的にどのような工事が対象となるのか。	第6条（試行対象工事） 佐世保市及び水道局が発注する 2,000 万円以上（週休2日補正前の金額）の全ての工事とは具体的にどのような工事が対象となるのか。	佐世保市週休2日工事の試行要領の改定による。

「佐世保市週休2日工事の試行要領」Q&A

第3条（週休2日）関連

Q 1 予定していた現場閉所が、悪天候により4週間のうち1週目は1日、2週目は2日、3週目は2日、4週目は3日の合計8日となった場合、4週8休が達成できたと考えて良いのか。

A 1 週により現場閉所日数が変動しても構いません。工事着手日からしゅん工届提出日までの対象期間の現場閉所日数で現場閉所率を計算します。資料1を参考にしてください。

Q 2 現場閉所率は月単位で計算するのか。

A 2 月単位ではなく工事着手日からしゅん工届提出日までの対象期間で現場閉所率を計算します。

Q 3 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

曜日にこだわる必要はありません。「現場閉所」については資料1を参考にしてください。ただし、休日については労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条の規定を遵守してください。

A 3

労働基準法 第35条（休日）

- 1.使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。
- 2.前項の規定は、4週間を通じ4日以上の日を与える使用者については適用しない。

第4条（対象期間）関連

Q 4 週休2日の対象期間はどのように判断するのか。

A 4 工事着手日からしゅん工届提出日までの期間とします。ただし、年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）、工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている期間は含みません。資料1を参考にしてください。

Q 5 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A 5 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めてください。ただし、年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）は「対象期間」には含まれません。それぞれを超えた日数については「現場閉所」及び「対象期間」に計上できます。

例）夏季休暇5日間の場合 5日－3日＝2日は「対象期間」に含んで「現場閉所」として計上できます。資料1を参考にしてください。

Q 6 やむを得ず「夏季休暇」や「年末年始」に作業を行った場合、どのようにして現場閉所率を算定すればよいか。

A 6 「夏季休暇」は3日間、「年末年始」は6日間となるよう、別の日に振り替えてください。振替日は現場閉所率の算定に計上しないでください。

Q 7 週休2日の確保を理由に、工期延長は認められるか。

A 7 第8条第2号に該当する場合は認められます。なお、当初の工期は4週8休のほか、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け 期間等を考慮して設定していますが、地元条件等受注者の責によらない理由で工期延長が必要となった場合は、従来どおり工期延長の協議を行ってください。

Q 8 受注者の責によらない理由で工期延長した場合、週休2日の対象期間の考え方はどうなるか。

A 8 延長した期間についても、希望した週休2日制の形式で取組を実施してください。

Q 9 工事着手後に、ある程度の期間現場作業を行わず、本格的に作業を再開した後は日曜日のみを現場閉所日とする場合に、作業を行っていなかった期間を対象期間に含めてよいか。

A 9 現場事務所での事務作業を含めて現場作業を行っていない期間は、工事の全面中止の期間と同様に対象期間外と判断します。

第5条（現場閉所） 関連

Q 10 第4条（1）の「下請を含む各発注工事単位で現場や現場事務所が閉所された状態」とは何か。

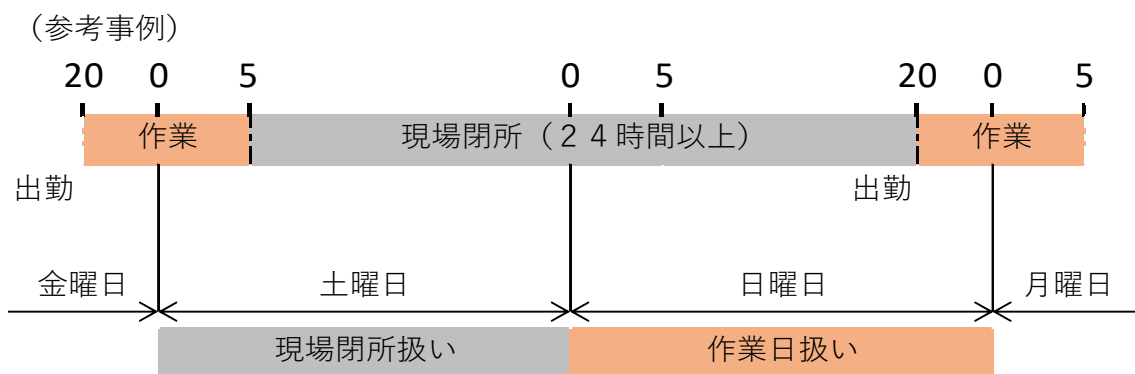
A 10 営繕工事等で分離発注された場合に、全ての工事の受注者が同時に現場閉所を行う必要がないことを示しています。

Q 11 分離発注工事の場合の注意点は何か。

A 11 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している工事の受注者が現場閉所の日となる場合の体制について必要な調整を行う必要があります。また、分離発注工事の各受注者は、受注者間で協力し、全体工事の進捗に影響が出ないよう各工事の現場閉所を調整したうえで実施工程表を作成する必要があります。

Q 12 夜間作業において現場閉所の取り扱いはどうなるのか。
例えば、金曜日20:00から土曜日5:00まで作業し、次に日曜日20:00から月曜日5:00まで作業した場合の現場閉所としての取扱いはどうなるのか。

A 12 金曜日20:00から土曜日5:00の作業は、一般的に金曜日（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。また、日曜日20:00から月曜日5:00についても同様に日曜日（夜間）出勤となります。よって、作業しない時間が24時間以上確保されているため、土曜日を現場閉所として取り扱い可能です。



Q 13 予定していた現場閉所日に受注者の判断でやむを得ず作業を行った場合は振替日が取れるのか。

A 13 振替日を取ることができます。できる限り振替日の取得に努めてください。労働基準法第35条を順守してください。A3参照

Q 14 現場閉所日に、現場代理人や元請作業員が他の現場で作業をしていた場合も現場閉所となるのか。

A 14 「現場閉所」とはなりません。
現場代理人、主任技術者、監理技術者は専任（常駐）義務に反しないようにしてください。現場代理人、主任技術者、監理技術者及び元請作業員が休日を取得した場合に「現場閉所」として計上できます。

Q 15 祝祭日は「現場閉所」に計上できるのか。

A 15 「現場閉所」した場合に計上できます（資料1を参照してください）

Q 16 午後のみ作業中止、又は午前のみ作業中止とした場合、0.5日閉所として扱われるか。また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱われるか。

A 16 1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日閉所は扱いません。月曜午後から火曜午前の連続した現場閉所については、両日とも作業日として扱うと考えるため現場閉所として扱いません。

Q 17 悪天候により現場の作業を中止した場合はどうなるのか。

A 17 現場代理人、主任技術者、監理技術者及び元請作業員が休日を取得した場合に「現場閉所」として計上できます。

Q 18 前日に施工可能と判断し、朝8時に作業員等が現場に集合したが、天気予報が外れ、現場での作業が出来なくなり、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われるか。

A 18 現場や現場事務所が閉鎖された状態で現場代理人、主任技術者、監理技術者及び元請作業員が休日を取得した場合には「現場閉所」として計上できます。

Q 19 現場内における災害や事故等で予定していた休日に作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。

A 19 受注者の責によらない事由の場合は、「現場閉所」として計上できます。必ずしも振替日を取る必要はありませんが振替日を取ることも可能です。その際は振替日を「現場閉所」として計上できます。

Q 20 予定していた休日に巡回パトロール、足場点検、建設機械等の点検を行った場合は、「現場閉所」として計上できるか。

A 20 保守点検等の現場管理上必要な作業であるため「現場閉所」として計上できます。

第6条（試行対象工事）

Q 21 佐世保市及び水道局が発注する2,000万円以上（週休2日補正前の金額）の全ての工事とは具体的にどのような工事が対象となるのか。

次の積算基準を適用した案件が対象工事となります。

- A 21
- ・土木工事標準積算基準
 - ・機械設備積算基準
 - ・港湾漁港請負工事積算基準
 - ・土地改良工事積算基準（土木工事）
 - ・治山林道必携
 - ・推進工法用設計積算要領
 - ・水道事業事務必携
 - ・下水道用設計標準歩掛表
 - ・営繕工事関係

Q 22 試行対象工事を現場での作業期間を4週間以内に完成させた場合はどうなるのか。

A 22 現場閉所率に応じて対応します。

Q 23 第5条4号「その他週休2日試行工事を行うことが困難と判断される工事」とはどのようなものか。

- A 23
- ・単価契約による通年維持補修工事
 - ・地元から早期完成を求められている工事
 - ・他機関等との協議により施工期間等が制限されている工事

第8条（積算による措置と契約変更）

Q 24 施工途中で週休2日の実施が困難となった場合、実施を取りやめることはできるか。

A 24 取りやめることは可能です。取りやめるまでに実施した現場閉所日数と全体の対象期間から計算した現場閉所率に応じて変更契約を行います。

Q 25 試行対象工事を受注した場合は、必ず4週8休以上で週休2日に取組まなければいけないのか。

A 25 ①「受注者希望型」の週休2日試行工事ですので、週休2日の実施を必須としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望する場合に実施してください。ただし、週休2日の取組をしなかった場合は、週休2日の補正をしない金額に減額変更することになります。

②工事着手前に工事打合せ簿（資料2）に希望する週休2日の形式を記載して提出してください。希望した形式に係わらず、実際の実施状況に応じて契約変更します。

Q 26 どの時点で週休2日の達成状況を判断すればよいか。

A 26 最終変更の協議時点で、それまでの実績と残期間での予定を踏まえた達成見込みを判断します。ただし、最終変更後、しゅん工届提出日までに所定の現場閉所率を下回らないよう注意してください。

Q 27 最終変更契約後に現場閉所率が契約内容を下回った場合（見込み含む）は、どうすればよいか。

A 27 週休2日の補正率が変わりますので、契約を変更する必要があります。受注者は、発注者に対して速やかに変更を申し出る必要があります。

第9条（受注者の取組内容と発注者の確認）

Q 28 実施希望の有無を工事打合せ簿で提出するが、どのように記載すればよいか。

A 28 別記1を参考にしてください。
①週休2日の取組を希望しない場合は、工事着手前に工事打合せ簿（別記1）に希望しない旨を記載して提出してください。
②週休2日の取組を希望する場合は、工事着手前に希望する週休2日の形式を工事打合せ簿（別記1）に記載して提出してください。

Q 29 現場閉所の確認はどのように行うのか。

- A 29 ①月初めに、前月の「現場閉所計画・実績報告書」（資料3-1）に現場閉所の実績を記入して提出し、併せて「現場閉所計画・実績報告書」（資料3-1）に当月の現場閉所計画を記入して提出してください。
②施工中に施工プロセスチェック（工程管理）に基づき出勤簿や出面表等を確認します。

Q 30 必ず「週休2日工事」であることを看板等により掲示する必要はありますか。

- A 30 看板等で掲示することにより、現場周辺へ週休2日工事であることを「宣言」するためのものであるため必ず掲示してください。

第12条（工事成績評定における評価）関連

Q 31 どのように工事成績評定で評価するのか。

- A 31 ①対象期間において週休2日を実施できた場合、係長の評価項目である「工程管理」で評価します。
②現場閉所の達成状況に応じて、係長の評価項目である「週休2日の取組」で加点します。ただし、合計点数が100点を超えても100点までとします。また、「優秀工事表彰」の評価時には考慮されません。

Q 32 週休2日工事を希望しなかった場合にペナルティーはあるのか。

- A 32 週休2日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q 33 試行対象工事を受注し、週休2日工事を実施したが、週休2日を確保できなかった場合にペナルティーはあるのか。

- A 33 週休2日に取組まなかった場合及び週休2日を確保できなかった場合でも、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

(その他)

Q 34 現場閉所率の実績について、工事中に虚偽の報告が判明した場合はどうなるのか。

A 34 「施工プロセスチェック 2. 施工状況 II. 工程管理 19. 工程管理 3) 作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。」の事項について文書(通知・注意)を行います。

Q 35 現場閉所率の実績について、引き渡し後に虚偽の報告が判明した場合はどうなるのか。

A 35 工事請負契約約款第53条及び第54条による対応と「佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領」による措置要件として「不正又は不誠実な行為」に該当すると考えられます。

- ・ 祝祭日も現場閉所日にカウントする。
(入札書の提出期限が令和2年3月1日以降となる工事から変更)
- ・ 年末年始(6日)と夏期休暇(3日)は引き続き現場閉所日としてカウントしない。(工期内対象日数に計上しない)
- ・ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も引き続き現場閉所日としてカウントする。
- ・ 発注者より災害復旧工事に対する要請および現場見学会の要請があった場合には、受注者の責によらないため、現場閉所日としてカウントする。
- ・ 現場パトロール、保守点検(現場内外で行う重機のメンテナンスや補修)等の作業を行った場合にも、現場管理上必要な作業であるため、現場閉所日としてカウントする。

(参考) 現場閉所率の割合は、以下の通り。

- ・ 4週8休以上：28.5% [8日/28日] 以上
- ・ 4週7休以上4週8休未満：25% [7日/28日] 以上28.5%未満
- ・ 4週6休以上4週7休未満：21.4% [6日/28日] 以上25%未満

令和2年度以降の「週休2日」に係る制度の「具体例」について

<具体的な事例の条件(4週8休の場合)> 4週8休達成率 = $8 / 28 = 28.5\%$ 以上(全体工期)
 工期：11月1日～1月31日(92日間)、年末年始休暇：6日(カレンダーの①～⑥)
 工期内対象日数 = 92(工期) - 6(年末年始) = 86日
 計画必要休暇日数 = $86 \times 0.285 = 24.5 \div 25$ 日以上で達成

- 計画休暇日数 = 25日 $\Rightarrow 25 / 86 = 29.1\% \geq 28.5\%$ 達成
- 実績休暇日数 = 26日 $\Rightarrow 26 / 86 = 30.2\% \geq 28.5\%$ 達成

11月	
日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
曜日	木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金
祝祭日等	
計画	休 休
計画日数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
実績	休 休
実績日数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

12月	
日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
曜日	土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月
祝祭日等	
計画	休 休
計画日数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
実績	休 休
実績日数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

1月	
日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
曜日	火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木
祝祭日等	年始休暇 祝
計画	休 休
計画日数	④ ⑤ ⑥ 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
実績	休 休
実績日数	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

考え方のポイント

1) 祝日は現場閉所の対象となるので、休んだ場合には、現場閉所日にカウントする。

2) 雨による突発的な現場閉所日もカウント可能。

3) 年末年始休暇は6日を超えた休暇は、現場閉所日としてカウント可能

4) 年末年始休暇は現場閉所の対象外となるので、休んでいても現場閉所日にカウントしない。

5) 例えば、工期末に余裕ができ、まとめて休暇を取得しても、現場閉所日としてカウント可能。

※夏期休暇(3日間)も年末年始休暇の考え方と同じ

部長	総括監督員 (課長)	課長補佐	主任監督員 (係長)	監督員 (担当)

現場代理人	主任(監理) 技術者

工 事 打 合 せ 簿

発議年月日	発議者	発議事項			
	<input type="radio"/> 発注者	<input type="radio"/> 指示	<input type="radio"/> 通知又は提出	<input type="radio"/> 協議	<input type="radio"/> その他 ()
	<input checked="" type="radio"/> 受注者	<input type="radio"/> 承諾願	<input type="radio"/> 通知又は提出	<input type="radio"/> 協議	<input checked="" type="radio"/> その他 (報告)
工事番号			受注者名		
工事名					
(内 容) (記載例) ・週休2日の取組を希望する場合 本工事について、週休2日の取組を「4週8休以上」又は「4週7日以上4週8休未満」又は「4週6休以上4週7休未満」で希望します。 ・週休2日工事の取組を希望しない場合 本工事について、週休2日の取組を希望しません。					
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理・確認 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 年 月 日			
	受注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理・確認 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 年 月 日			

]

現場閉所計画・実績報告書

工事番号	
工事名	
工期	年 月 ~ 年 月 日

月	日	曜日	現場閉所計画	現場閉所実績	備考
1	1	土			年始休暇3日は対象外
	2	日			年始休暇3日は対象外
	3	月			年始休暇3日は対象外
	4	火	○	○	
	5	水			
	6	木			
	7	金			
	8	土	○	○	
	9	日	○	○	
	10	月	○	○	祝日
	11	火			
	12	水			
	13	木		○	雨天により現場閉所
	14	金			
	15	土	○	×	1月13日の振替えて作業
	16	日	○	○	
	17	月			
	18	火			
	19	水			
	20	木			
	21	金			
	22	土			
	23	日	○	○	
	24	月			
	25	火			
	26	水			
	27	木			
	28	金			
	29	土	○	×	工程調整のため作業
	30	日	○	○	
	31	月			
現場閉所計			9	8	
対象日計			28	28	31-3=28

(注) 備考には、振替日等を記入してください。

「工事打合せ簿」に添付して提出してください。

現場閉所実績集計表

資料 3 - 2

工事番号	
工事名	

月毎の現場閉所計画・実績報告書から転記してください

現場閉所実績

令和 年	月	対象日数	実績
4	6	30	7
	7	31	7
	8	28	6
	9	30	8
	10	31	10
	11	30	6
	12	28	8
5	1	28	7
	2	28	5
	3	17	3
合計		281	67

※行が不足するときは行を複写してください

$$\text{現場閉所率} = \text{実績合計} / \text{対象日数合計} = \frac{67}{281} = 23.8\%$$

- ① 4週6休未満 (21.4%未満)
- ② 4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)
- ③ 4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.6%未満)
- ④ 4週8休以上 (28.6%以上)

週休2日試行工事 実施調査アンケート

資料4

問い合わせ先：契約監理室技術監理課

(TEL) 0956-24-1111 (内線3211、3212)

(FAX) 0956-25-9624

(MAIL) gijyutu@city.sasebo.lg.jp

※は必須入力

□がある項目は該当するものにチェックしてください。

アンケート		
※Q1	工事名をご記入ください。 例：○○○○○○工事	<div style="border: 1px solid black; height: 20px;"></div>
※Q2	契約番号をご記入ください。	<div style="border: 1px solid black; height: 20px;"></div>
※Q3	契約金額をお教えてください。	<input type="checkbox"/> 3,500万円以上～7,000万円未満 <input type="checkbox"/> 7,000万円以上～1億5,000万円未満 <input type="checkbox"/> 1億5,000万円以上
※Q4	会社の現在の勤務形態をご記入ください。	<input type="checkbox"/> 完全週休2日（土日祝祭日） <input type="checkbox"/> 4週8休 <input type="checkbox"/> 4週7休 <input type="checkbox"/> 4週6休 <input type="checkbox"/> 変則労働時間制 <input type="checkbox"/> その他：省略可 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>
※Q5	今回の試行工事での週休2日達成度をお教えてください。	<input type="checkbox"/> 完全週休2日（土日祝祭日）を達成 <input type="checkbox"/> 4週8休を達成 <input type="checkbox"/> 4週7休を達成 <input type="checkbox"/> 4週6休を達成 <input type="checkbox"/> 達成できなかった <input type="checkbox"/> 取り組みなかった →Q6, Q7へお進みください【Q7で終了です】
Q6	今回の試行工事週休2日に取り組みなかった理由についてお教えてください。 (複数回答可) ※Q5で取り組みなかったと回答した場合のみ回答	<input type="checkbox"/> 工程的に厳しく、週休2日に取り組む余裕がなかった <input type="checkbox"/> 受注工事に不確定要素（用地解決時期、工法決定等）が多く取り組みなかった <input type="checkbox"/> 経費に不安（予算不足等）があり取り組みなかった <input type="checkbox"/> 会社自体週休2日に取り組んでいないため取り組みなかった <input type="checkbox"/> 下請の経営者の理解が得られなかった <input type="checkbox"/> 下請の技術者の理解が得られなかった <input type="checkbox"/> 下請の労務者の理解が得られなかった <input type="checkbox"/> 週休2日に取り組むより工事を早く終わらせて次の工事を受注したかった <input type="checkbox"/> その他：省略可 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>

Q 7	週休2日工事を実施するために、必要なものをお教えてください。 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 余裕のある工期設定 <input type="checkbox"/> 年間を通じた受注機会（発注時期の平準化） <input type="checkbox"/> 休日補償の工事費アップ <input type="checkbox"/> 工事発注の平準化 <input type="checkbox"/> 必要性のアピール <input type="checkbox"/> 若者や女性へのアピール <input type="checkbox"/> 業界全体の意識改革 <input type="checkbox"/> 会社の勤務形態の変更 <input type="checkbox"/> 給与体系の変更（日給月給制から完全月給制への変更等） <input type="checkbox"/> I C T技術の活用 <input type="checkbox"/> なにもない <input type="checkbox"/> その他：省略可 <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
Q 8	週休2日工事を試行して、経費的にどの部分に不足があったと感じていますか？ (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 不足は無い <input type="checkbox"/> 労務費 <input type="checkbox"/> 機械経費 <input type="checkbox"/> 共通仮設費 <input type="checkbox"/> 現場管理費 <input type="checkbox"/> その他：省略可 <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
Q 9	会社にとって、どのような効果（メリット）がありましたか。 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 職場の環境改善になった <input type="checkbox"/> 試行工事従事者の余暇活動の時間が増え好評だった <input type="checkbox"/> 現場閉所に併せて、会社も休日として社員に好評だった <input type="checkbox"/> 試行工事周辺の住民に好評だった <input type="checkbox"/> 下請業者等に好評だった <input type="checkbox"/> 試行工事従事者のモチベーションが高まった <input type="checkbox"/> 現場閉所日に下請作業員が他の工事現場に従事でき、他の現場が進んだ <input type="checkbox"/> その他：省略可 <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
Q 10	今回の週休2日試行工事において、工期が不足していたと感じますか。	<input type="checkbox"/> 今回の契約工期で十分であった <input type="checkbox"/> 1割程度不足したが、班編成の見直し、残業等でカバーした <input type="checkbox"/> 2割程度不足したが、班編成の見直し、残業等でカバーした <input type="checkbox"/> その他：省略可 <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>

Q 1 1	会社にとって、どのような影響(デメリット)がありましたか。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 試行工事従事者(下請業者含む)から、休日補償を求められた <input type="checkbox"/> 試行工事従事者(下請業者含む)へ、休日補償により支出が増えた <input type="checkbox"/> 現場事務所やリース機械等の経費が増え支出が増えた <input type="checkbox"/> 週休2日によって工事が遅れた <input type="checkbox"/> 工事が遅れたことにより支出が増えた <input type="checkbox"/> 工事工程が組みづらく、工事従事者(下請業者含む)から不満の声が出た <input type="checkbox"/> 他の工事従事者から勤務形態の違いに不満の声が出た <input type="checkbox"/> 工事が長引き、周辺住民から不満の声が出た <input type="checkbox"/> その他：省略可 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
Q 1 2	「週休2日工事」を実施することにより、何が期待できますか。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 若者が増える <input type="checkbox"/> 女性が増える <input type="checkbox"/> 若い離職者が減る <input type="checkbox"/> 年配の離職者が減る <input type="checkbox"/> その他：省略可 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
Q 1 3	働きやすさ改革(週休2日等)を進めるためには作業員の日給月給制から月給制雇用への見直しが必要と感じています。会社としてどのように考えているか教えてください。	<input type="checkbox"/> 月給制への雇用を検討している <input type="checkbox"/> 月給制作業員の雇用に対して経費の保証があれば検討する <input type="checkbox"/> 作業員等が月給制を望めば検討する <input type="checkbox"/> 日給月給制から月給制雇用への見直しは考えていない <input type="checkbox"/> その他：省略可 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
Q 1 4	週休2日工事の本格実施の時期について、会社としてどう考えますか。	<input type="checkbox"/> すぐにも実施してほしい <input type="checkbox"/> 国や他県の状況を見ながら実施してほしい <input type="checkbox"/> 会社としての体制を整えてから実施してほしい <input type="checkbox"/> 業界全体の体制が整ってから実施してほしい <input type="checkbox"/> 時期尚早 <input type="checkbox"/> 当分しなくても良い <input type="checkbox"/> その他：省略可 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>

◆ アンケートへのご協力ありがとうございました。 ◆

技術監理課又は担当監督員へアンケート回答用紙をお渡しいただくか、メール、FAXにてご提出をお願いいたします。

※収集された情報に関しましては、適切に管理し目的以外に使用することはありません。